

大規模建築物等の耐震改修住宅に係る減額措置

平成25年11月25日に施行された耐震改修促進法により、大規模建築物等（注）については、耐震診断を実施し、所管行政庁にその結果を報告することが義務付けられ、耐震改修促進のため税制上の支援策として固定資産税の減額措置が講じられました。

（注）大規模建築物等とは、①不特定多数の者が利用する大規模な建築物等（病院、旅館等）②地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物③都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物を指します。

■減額期間及び減額の内容

平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合に完了した年の翌年度分から2年度間、固定資産税額の1/2に相当する額を減額（ただし、固定資産税額が耐震改修に要した費用の額の5/100に相当する額を超える場合にあつては、当該5/100に相当する額）

■減額の要件

- ①耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する家屋である事
- ②一定の基準に適合することの証明がなされたこと

■必要書類

耐震工事の完了後、3ヶ月以内に申告してください。

- ① 大規模建築物等の耐震改修に係る固定資産税減額申告書
- ② 耐震改修の補助金確定通知書の写し
- ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は附則第3条第1項の規定による報告書の写し
- ④ 地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関、指定確認検査機関による現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（耐震基準適合証明書等）
- ⑤ 申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産税課税台帳等）